

平成29年度新規創業促進補助金

【10月開始】会社設立時の登録免許税を補助 (限度額：75,000円)

制度の概要

【主な補助条件】

1. 平成26年度以降に特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けていること。
2. 市税の滞納がないこと。
3. 平成30年3月31日までに上記証明に記載の会社を設立し、その代表者となること。

【対象経費】

会社の設立に係る登録免許税

【補助率・補助金額】

補助率：10/10 補助限度額：75,000円

申請手続

申請書及び以下の添付書類を、つくば市産業振興課宛てに提出。

添付書類

- 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書
- 市税に滞納がないことの証明書

本補助金の申請は、会社の登記申請前に行う必要がありますので、ご注意ください。

※申請書は、つくば産業情報ネットワーク (<https://www.tsukubacity.jp/initiation/補助金・融資/新規創業促進補助金/>) からダウンロードできます。

※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。

補助金制度に係る注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします

- ① 申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ② 会社設立の完了から20日以内、又は年度末のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- ③ 会社設立に関する帳簿及び証拠書類は、会社設立終了後少なくとも5年保管すること。
- ④ 立ち入り検査又は実態調査を行う場合、これに協力・対応すること。

※ この他、補助金はつくば市補助金等交付適正化規則及び平成29年度つくば市新規創業促進補助金交付要項に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。



Society
Innovation
TSUKUBA

☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで
つくば市役所 産業振興課 産業創出支援係
TEL : 029-883-1111 (代表) e-mail : eco054@city.tsukuba.lg.jp